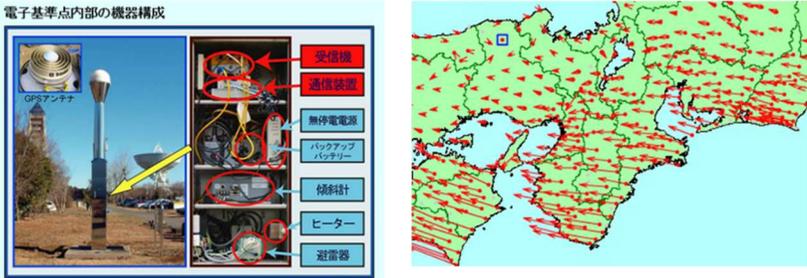
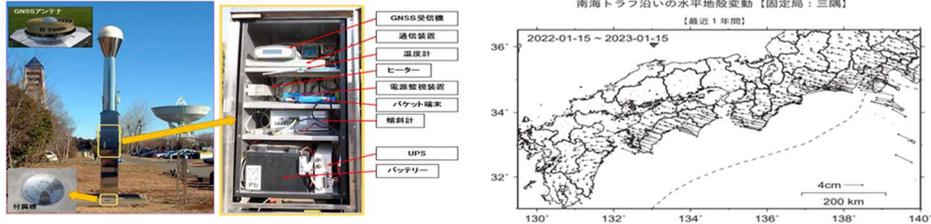


三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「<u>三重県防災・減災対策行動計画</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県地震・津波対策応急活動要領(仮称)</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>	<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な事業計画として、「<u>三重県防災・減災アクションプラン</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県災害対策本部運営要領</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>																												
<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社</td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力	<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東京管区気象台（津地方気象台）</u></td> <td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の<u>建設</u>、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u></td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	<u>東京管区気象台（津地方気象台）</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
機関名	内 容																												
津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												
機関名	内 容																												
<u>東京管区気象台（津地方気象台）</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												

旧	新
<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成19年度に尾鷲沖、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。</p>  <p>電子基準点内部の機器構成</p> <p>GNSSアンテナ</p> <p>受信機 通信装置 無停電源 バックアップバッテリー 傾斜計 ヒーター 避雷器</p>	<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し、<u>所得した観測データを解析して地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフ地震の想定震源域（陸地側）でも、定期的な地殻変動状況の把握や自沈発生メカニズムの解明等に利用されている。</u></p>  <p>GNSSアンテナ</p> <p>GNSS受信機 通信装置 温度計 ヒーター 電源監視装置 バケット端末 傾斜計 UPS バッテリー</p> <p>南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】 2022-01-15 ~ 2023-01-15 【最近1年間】</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、<u>SNS</u>等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①<u>国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組</u>など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>

旧	新																								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築 みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施</p> <p>② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要近隣の市町及び関係団体等との協力関係・連携体制の構築 情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施</p> <p>② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供</p>

旧	新																
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,840 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,169 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,840 人	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,169 人	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,766 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,209 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,766 人	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,209 人
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,840 人																
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,169 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,766 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,209 人																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。</p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。 <u>(3) 防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</u></p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。 <u>(5) 防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</u></p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害危険箇所等の把握 ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) <u>土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域</u>の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握 ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>

旧	新
<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点</u></p>	<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、<u>救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点</u>とを連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>救助機関の活動拠点</u> c <u>市町の地域内輸送拠点</u> d <u>燃料供給拠点</u> e <u>広域応援部隊の進出拠点</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ 不測の事態に備えた活動スペースの確保 不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。 <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） ※新規 <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画）</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、<u>災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた</u>研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ <u>常設の活動スペース確保（防災対策部）</u> <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペースの確保に向けた検討を行う。</u> <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） イ <u>緊急派遣チームの整備</u> <u>市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</u> <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア <u>地方部機能の強化</u> <u>災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。</u> イ 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画） ウ <u>地方部庁舎施設及び設備の整備</u> <u>災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。</u></p>
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスによる災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスの普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>

旧	新																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。</p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。 また、<u>男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</u></p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。 (7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合	<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																
<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報	<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報
実施主体	対象	対策（活動）項目															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認															
	県民	(1) 県民への広報															
実施主体	対象	対策（活動）項目															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認															
	県民	(1) 県民への広報															
<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>	<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 緊急部長会議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>	<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 臨時庁議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>																
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行うとともに、緊急派遣チーム要員は地方部を経由し、事前に規定した市町へ直接参集する。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>		<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>
活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊<総括班>） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班>） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>	活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊<総括班>、各部隊） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要となる拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。 また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班>） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）	所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）	事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、<u>国の非常（緊急）災害現地対策本部</u>と連絡調整を図る。</p>	その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、国の当該対策本部と連絡調整を図る。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新				
<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="253 236 1160 963"> <tr> <td data-bbox="253 236 360 963">活動</td> <td data-bbox="360 236 1160 963"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交代以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。） <u>このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。</u></p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の動員（各部隊） 災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p> <p><中略></p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 	<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="1238 236 2145 963"> <tr> <td data-bbox="1238 236 1346 963">活動</td> <td data-bbox="1346 236 2145 963"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の安否確認と動員（各部隊） <u>職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。</u> <u>また、</u>災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				

旧	
【別図1】	
【別表1】 災害対策本部の組織	
名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p>

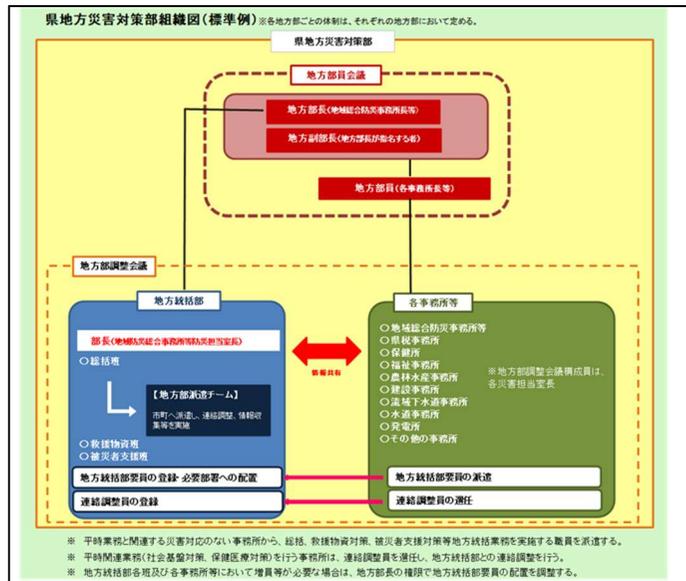
新	
<中略>	
【別図1】 三重県災害対策本部 組織図	
【別表1】 災害対策本部の組織	
名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>		<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター ・ 日本水道協会三重県支部 <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	

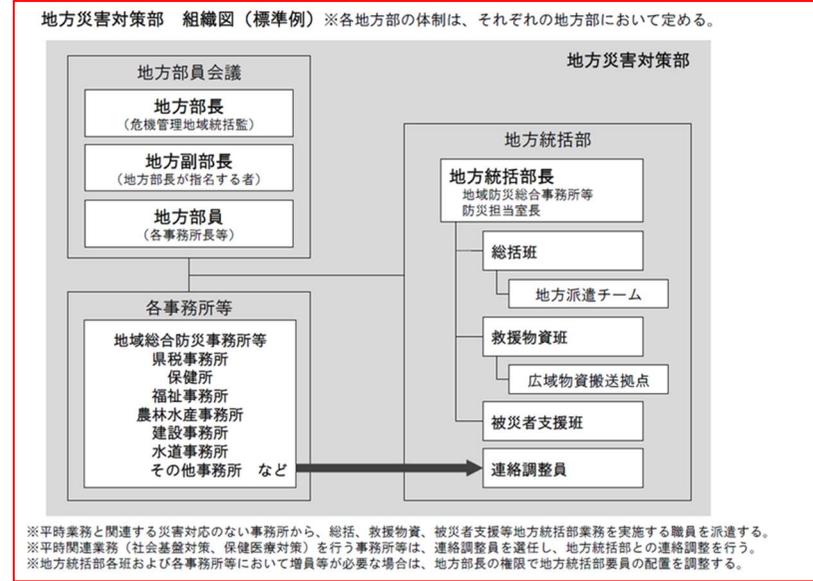
<中略>

【別図2】



<中略>

【別図2】



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>	<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>																								
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 																						
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある 																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新			
防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和3年4月現在)			防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和5年3月現在)			
種別等	設置個所数	設置場所等	種別等	設置個所数	設置場所等	
地上系設備	中継所	23	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、 朝熊背面
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	46	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	19	県警察本部、全警察署	警察関係	19	県警察本部、全警察署
	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、FM三重	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重 エフエム
	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中 南勢雲出 、中 南勢松阪 、中 南勢宮川)
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
計	168		計	169		
衛生系設備	県庁舎等	10	県庁、県庁舎(9 事務所・局)	県庁舎等	11	県庁、県庁舎(志摩以外 9)、 防災ヘリコプター管理事務所
	市町	29	全市町役場(防災担当課)	市町	31	全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	7	総合医療センター、 こころの医療センター 、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	62		計	78		
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	45	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	39	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	県地域機関関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	警察関係	1	県警察本部
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
計	88		県地域機関	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新												
			<table border="1"> <tr> <td>県関係</td> <td></td> <td>勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>2</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84</td> <td></td> </tr> </table>	県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	計	84				
県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点													
国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校													
計	84														
(別表1)															
関係機関名	通信手段	代替手段等	関係機関名	通信手段	代替手段等										
<中略>			<中略>												
県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣	県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、 <u>下水道事務所</u> 、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣										
<中略>			<中略>												
国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣（中部地方整備局、東海農政局）	国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ））</u> ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣（中部地方整備局、東海農政局）										
<中略>			<中略>												
ガス事業者 ・東邦ガス 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣	ガス事業者 ・東邦ガス <u>ネットワーク</u> 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣										
<中略>			<中略>												
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール		電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ））</u> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣										
<中略>			<中略>												
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—	医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、 <u>三重中央医療センター</u> 、 <u>伊勢市立伊勢総合病院</u> 、 <u>桑名市総合医療センター</u> ）） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—										

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>この図は、気象庁からの津波警報等の伝達系統を示しています。気象庁の本庁、地方気象台、津地方気象台は、警報事項の通知機関（海上保安庁、NHK、NTT西日本など）を通じて、第四管区海上保安本部、三重県警察本部、三重県防炎対策部、鳥羽海上保安部などに伝達されます。さらに、漁業無線局、海上保安部、各消防本部、各地域防災総合事務所、報道機関、交番・駐在所、警察署、市町、関係船舶、住民・官公署等に伝達されます。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>この図は、気象庁からの津波警報等の伝達系統を示しています。気象庁の本庁又は大気圏気象台、地方気象台、津地方気象台は、警報事項の通知機関（海上保安庁、NHK、NTT西日本など）を通じて、第四管区海上保安本部、三重県警察本部、三重県防炎対策部、鳥羽海上保安部などに伝達されます。さらに、漁業無線局、海上保安部、各消防本部、各地域防災総合事務所、報道機関、交番・駐在所、警察署、市町、関係船舶、住民・官公署等に伝達されます。また、大気圏気象台から津波庁へ、津波庁から三重県警察本部へ、三重県警察本部から三重県防炎対策部へ、三重県防炎対策部から鳥羽海上保安部へ、鳥羽海上保安部から各消防本部へ、各消防本部から各地域防災総合事務所へ、各地域防災総合事務所から報道機関へ、三重県防炎対策部から交番・駐在所へ、交番・駐在所から警察署へ、警察署から市町へ、市町から住民・官公署等へという新たな伝達経路が追加されています。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p> <p>(7) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。 地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。</p>	<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。</p> <p>(7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 連絡要員の派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官及びとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>	<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>																
<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対策(活動)項目</th> <th style="width: 15%;">担当部隊(班)</th> <th style="width: 20%;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="width: 45%;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害救助法の適用</td> <td style="text-align: center;">総括部隊 (総括班)</td> <td style="text-align: center;">【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td style="text-align: center;">・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)	<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対策(活動)項目</th> <th style="width: 15%;">担当部隊(班)</th> <th style="width: 20%;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="width: 45%;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害救助法の適用</td> <td style="text-align: center;">総括部隊 (総括班)</td> <td style="text-align: center;">【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td style="text-align: center;">・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 	<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 <p><u>（内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。（法第2条第2項）</p>																																
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>				<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行可能が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新		
<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び下記の箇所又は区域を標準として行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">異常時における要注意箇所又は区域</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域 </td> </tr> </table> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞</p> <p>1 災害対策活動の実施</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。</p> <p>① 関係部署等への情報伝達体制の確保 ② 施設・設備等の被害状況の把握 ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>	異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域	<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未掲載箇所）を標準として行う。</p> <p>※表削除</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞</p> <p>1 災害対策活動の実施</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。</p> <p>① 施設・設備等の被害状況の把握 ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>
異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第2節 水防活動（発災9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 監視、警戒体制の整備</p> <p>地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第2節 水防活動（発災9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 監視、警戒体制の整備</p> <p>地震発生に伴い、海岸保全施設へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>10 土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施する。</p> <p>(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>10 土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施する。</p> <p>(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>		

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第29条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害危険箇所等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>	<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害警戒区域等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された<u>消火栓等</u>からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 ※新規</p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	※新規				<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療調整本部の機能の強化</u></td> <td><u>保健医療部隊(情報収集・分析班)</u></td> <td><u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u></td> <td><u>保健所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 <u>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊<情報収集・分析班>）</u> <u>(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</u> <u>被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。</u></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊(情報収集・分析班)</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
※新規																	
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊(情報収集・分析班)</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>														
<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>																
<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の調整</td> <td>保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）	<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：<u>総括部隊（総括班）</u> 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整</td> <td><u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊(情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊）被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。<u>また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整（<u>総括部隊<総括班></u>、警察部隊） <u>総括部隊は、被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p>
<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>	<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者等に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

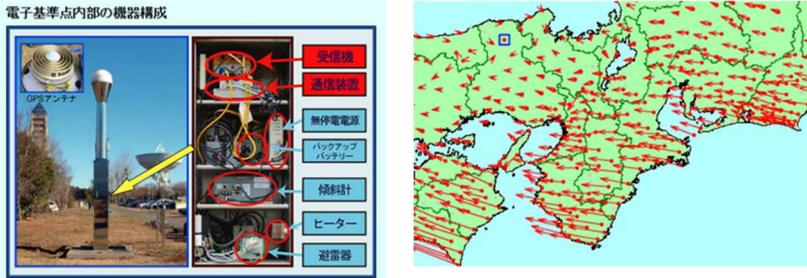
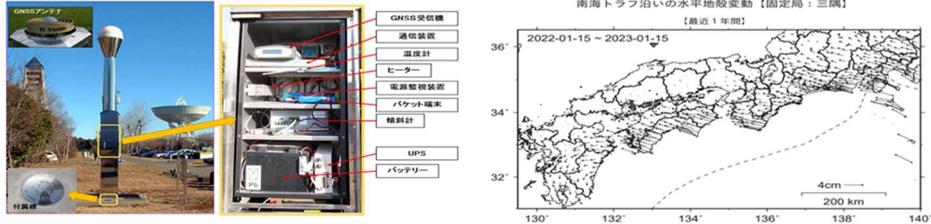
旧	新																								
<p><農林水産省政策統括官の対策> 農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p><中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政府統括官と知事が協議して決定</p>	<p><農林水産省農産局長の対策> 農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p><中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定</p>																								
<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的公文書等の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的公文書等の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)	<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的文化的資料の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的文化的資料の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的文化的資料の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指示</u>・助言を行う。</p>	<p>況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的<u>文化的資料</u>が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指導</u>・助言を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「<u>三重県防災・減災対策行動計画</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県地震・津波対策応急活動要領(仮称)</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>	<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な事業計画として、「<u>三重県防災・減災アクションプラン</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県災害対策本部運営要領</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>																												
<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社</td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力	<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東京管区気象台（津地方気象台）</u></td> <td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の<u>建設</u>、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u></td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	<u>東京管区気象台（津地方気象台）</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
機関名	内 容																												
津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												
機関名	内 容																												
<u>東京管区気象台（津地方気象台）</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												

旧	新
<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成19年度に尾鷲沖、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。</p>  <p>電子基準点内部の機器構成</p> <p>GNSSアンテナ</p> <p>受信機 通信装置 無停電源 バックアップバッテリー 傾斜計 ヒーター 避雷器</p>	<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し、<u>所得した観測データを解析して地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフ地震の想定震源域（陸地側）でも、定期的な地殻変動状況の把握や自沈発生メカニズムの解明等に利用されている。</u></p>  <p>GNSSアンテナ</p> <p>GNSS受信機 通信装置 温度計 ヒーター 電源監視装置 バケット端末 傾斜計 UPS バッテリー</p> <p>南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】 2022-01-15 ~ 2023-01-15 【最近1年間】</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、<u>SNS</u>等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①<u>国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組</u>など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>

旧	新																								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築 みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施</p> <p>② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力関係・連携体制の構築 情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施</p> <p>② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供</p>

旧	新																
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,840 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,169 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,840 人	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,169 人	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,766 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,209 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,766 人	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,209 人
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,840 人																
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,169 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,766 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,209 人																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。</p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。 <u>(3) 防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に於じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</u></p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。 <u>(5) 防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に於じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</u></p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害危険箇所等の把握 ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握 ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 土砂災害警戒区域等の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>

旧	新
<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点</u></p>	<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、<u>救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点</u>とを連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>救助機関の活動拠点</u> c <u>市町の地域内輸送拠点</u> d <u>燃料供給拠点</u> e <u>広域応援部隊の進出拠点</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ 不測の事態に備えた活動スペースの確保 不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。 <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） ※新規 <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画）</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、<u>災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた</u>研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ <u>常設の活動スペース確保（防災対策部）</u> <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペースの確保に向けた検討を行う。</u> <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） イ <u>緊急派遣チームの整備</u> <u>市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</u> <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア <u>地方部機能の強化</u> <u>災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。</u> イ 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画） ウ <u>地方部庁舎施設及び設備の整備</u> <u>災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。</u></p>
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスによる災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスの普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>

旧	新																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。</p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。 また、<u>男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</u></p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。 (7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合	<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																
<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報	<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報
実施主体	対象	対策（活動）項目															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認															
	県民	(1) 県民への広報															
実施主体	対象	対策（活動）項目															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認															
	県民	(1) 県民への広報															
<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>	<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 緊急部長会議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>	<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 臨時庁議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>																
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行うとともに、緊急派遣チーム要員は地方部を経由し、事前に規定した市町へ直接参集する。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>		<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>
活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊<総括班>） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班>） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>	活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊<総括班>、各部隊） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要となる拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。 また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班>） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）	所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）	事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、<u>国の非常（緊急）災害現地対策本部</u>と連絡調整を図る。</p>	その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、国の当該対策本部と連絡調整を図る。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新				
<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="253 236 1160 963"> <tr> <td data-bbox="253 236 360 963">活動</td> <td data-bbox="360 236 1160 963"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交代以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。） <u>このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。</u></p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の動員（各部隊） 災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p> <p><中略></p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 	<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="1238 236 2145 963"> <tr> <td data-bbox="1238 236 1346 963">活動</td> <td data-bbox="1346 236 2145 963"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の安否確認と動員（各部隊） <u>職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。</u> <u>また、</u>災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				

旧													
<p>【別図1】</p> <p>旧三重県災害対策本部組織図 (官制・官制外) は、知事官対本部 (総務課) (非常体制) と、県災害対策本部 (官制) (非常体制) の2つの組織を示している。知事官対本部は、知事官 (知事) が中心となり、副知事官 (副知事) と、知事官 (各課長) が構成されている。県災害対策本部は、知事官 (知事) が中心となり、副知事官 (副知事) と、知事官 (各課長) が構成されている。また、各課長の下には、各課長 (各課長) が構成されている。また、各課長の下には、各課長 (各課長) が構成されている。</p>													
<p>【別表1】 災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>各局等</td> <td>各局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。</td> </tr> <tr> <td>災害対策統括部</td> <td>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</td> </tr> </tbody> </table>		名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	各局等	各局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。	災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。
名称	説明												
本部長	知事												
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。												
本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長												
各局等	各局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。												
災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。												

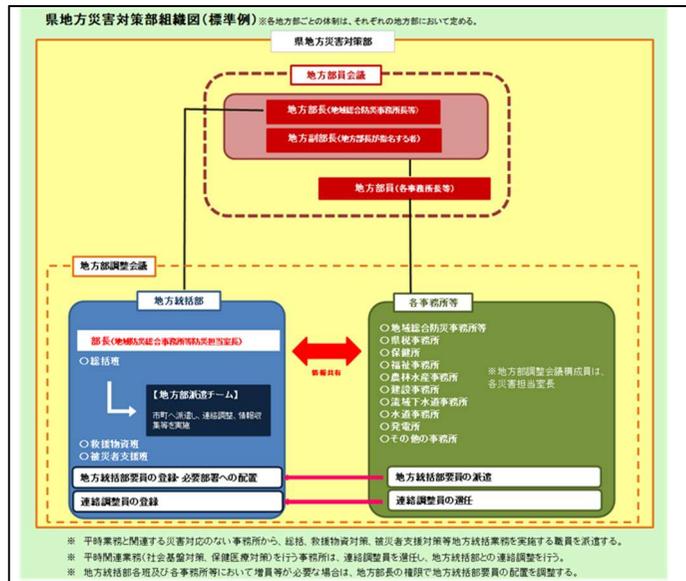
新													
<p><中略></p> <p>【別図1】 三重県災害対策本部 組織図</p> <p>新三重県災害対策本部組織図は、本部員会、本部員、本部員 (各課長) を中心とした組織を示している。また、各課長の下には、各課長 (各課長) が構成されている。また、各課長の下には、各課長 (各課長) が構成されている。</p>													
<p>【別表1】 災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>各局等</td> <td>各局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。</td> </tr> <tr> <td>災害対策統括部</td> <td>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</td> </tr> </tbody> </table>		名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	各局等	各局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。	災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。
名称	説明												
本部長	知事												
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。												
本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長												
各局等	各局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。												
災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。												

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>		<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p>ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター ・ 日本水道協会三重県支部 <p>ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	

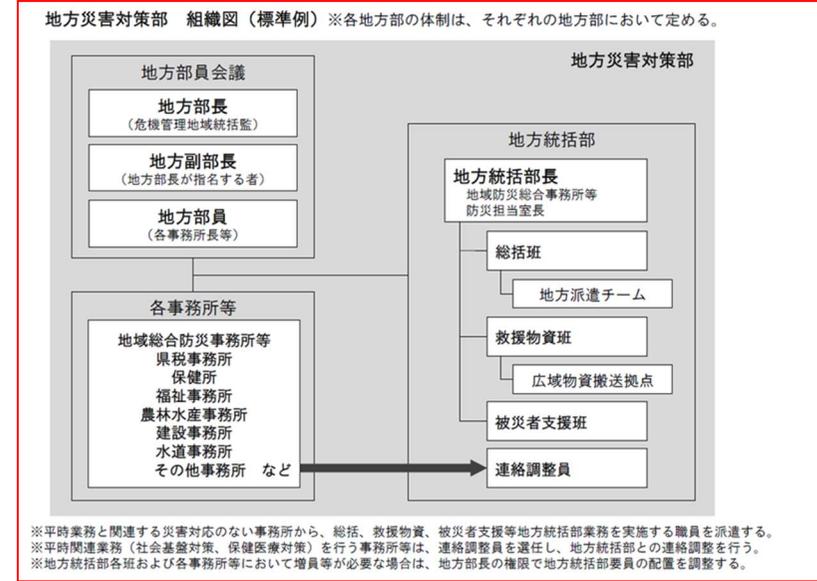
<中略>

【別図2】



<中略>

【別図2】



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>	<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>																								
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 																						
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある 																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新			
防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和3年4月現在)			防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和5年3月現在)			
種別等	設置個所数	設置場所等	種別等	設置個所数	設置場所等	
地上系設備	中継所	23	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、 朝熊背面
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	46	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	19	県警察本部、全警察署	警察関係	19	県警察本部、全警察署
	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、FM三重	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重 エフエム
	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中 南勢雲出 、中 南勢松阪 、中 南勢宮川)
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
計	168		計	169		
衛生系設備	県庁舎等	10	県庁、県庁舎(9 事務所・局)	県庁舎等	11	県庁、県庁舎(志摩以外 9)、 防災ヘリコプター管理事務所
	市町	29	全市町役場(防災担当課)	市町	31	全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	7	総合医療センター、 こころの医療センター 、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	62		計	78		
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	45	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	39	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	県地域機関関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	警察関係	1	県警察本部
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
計	88		県地域機関	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新											
			<table border="1"> <tr> <td>県関係</td> <td></td> <td>勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>2</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84</td> <td></td> </tr> </table>	県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	計	84			
県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点												
国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校												
計	84													
(別表1)														
関係機関名	通信手段	代替手段等	関係機関名	通信手段	代替手段等									
<中略>			<中略>											
県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣	県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、 <u>下水道事務所</u> 、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）	国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ））</u> ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）									
<中略>			<中略>											
ガス事業者 ・東邦ガス 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣	ガス事業者 ・東邦ガス <u>ネットワーク</u> 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール		電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ））</u> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—	医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、 <u>三重中央医療センター</u> 、 <u>伊勢市立伊勢総合病院</u> 、 <u>桑名市総合医療センター</u> ）） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—									

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>津波警報等伝達系統図</p> <p>気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁 地方気象台 津地方気象台 <p>警報事項の通知機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁 NHK NTT西日本またはNTT東日本 警察庁 三重県警察本部 三重県（災害対策課） 鳥羽海上保安部 <p>第四管区海上保安本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業無線局（漁協運営） 海上保安部 <p>関係船舶</p> <p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 交番・駐在所 警察署 各消防本部 各地域防災総合事務所等 報道機関 <p>住民・官公署等</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>津波警報等伝達系統図</p> <p>気象庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁又は大気圏気象台 地方気象台 津地方気象台 <p>警報事項の通知機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁 NHK NTT西日本またはNTT東日本 警察庁 津波庁 三重県警察本部 三重県防災対策部 鳥羽海上保安部 <p>第四管区海上保安本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業無線局（漁協運営） 海上保安部 <p>関係船舶</p> <p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 交番・駐在所 警察署 各消防本部 各地域防災総合事務所等 報道機関 <p>住民・官公署等</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p> <p>(7) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。 地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。</p>	<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。</p> <p>(7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 連絡要員の派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官及びとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>	<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>																
<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊 (総括班)</td> <td>【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td>・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)	<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊 (総括班)</td> <td>【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td>・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・ 4号適用に必要な情報
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・ 4号適用に必要な情報														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 	<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 <p><u>（内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。（法第2条第2項）</p>																																
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>				<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行可能が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新		
<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び下記の箇所又は区域を標準として行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">異常時における要注意箇所又は区域</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域 </td> </tr> </table> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞</p> <p>1 災害対策活動の実施</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。</p> <p>① 関係部署等への情報伝達体制の確保 ② 施設・設備等の被害状況の把握 ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>	異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域	<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未掲載箇所）を標準として行う。</p> <p>※表削除</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞</p> <p>1 災害対策活動の実施</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。</p> <p>① 施設・設備等の被害状況の把握 ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>
異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第2節 水防活動（発災9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 監視、警戒体制の整備</p> <p>地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第2節 水防活動（発災9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 監視、警戒体制の整備</p> <p>地震発生に伴い、海岸保全施設へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>10 土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施する。</p> <p>(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>10 土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施する。</p> <p>(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>		

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第29条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害危険箇所等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>	<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害警戒区域等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された<u>消火栓等</u>からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 ※新規</p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	※新規				<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療調整本部の機能の強化</u></td> <td><u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u></td> <td><u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u></td> <td><u>保健所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 <u>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊<情報収集・分析班>）</u> <u>(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</u> <u>被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。</u></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
※新規																	
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>														
<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>																
<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の調整</td> <td>保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）	<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：<u>総括部隊（総括班）</u> 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整</td> <td><u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊）被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。<u>また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整（<u>総括部隊<総括班></u>、警察部隊） <u>総括部隊は、被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p>
<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>	<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者等に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

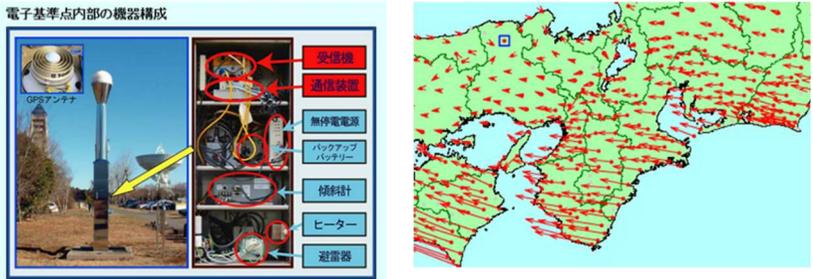
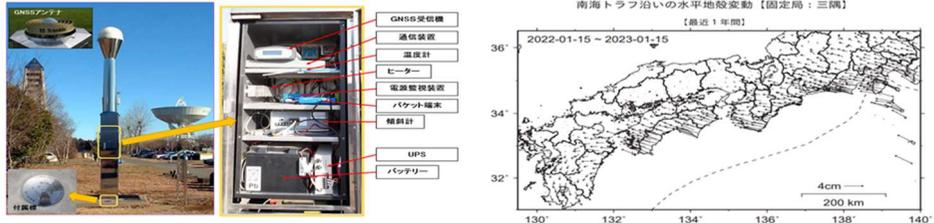
旧	新																								
<p><農林水産省政策統括官の対策> 農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p><中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政府統括官と知事が協議して決定</p>	<p><農林水産省農産局長の対策> 農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p><中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定</p>																								
<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的公文書等の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的公文書等の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)	<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的文化的資料の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的文化的資料の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的文化的資料の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指示</u>・助言を行う。</p>	<p>況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的<u>文化的資料</u>が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指導</u>・助言を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「<u>三重県防災・減災対策行動計画</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県地震・津波対策応急活動要領(仮称)</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>	<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な事業計画として、「<u>三重県防災・減災アクションプラン</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県災害対策本部運営要領</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>																												
<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社</td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力	<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東京管区気象台（津地方気象台）</u></td> <td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の<u>建設</u>、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u></td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	<u>東京管区気象台（津地方気象台）</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
機関名	内 容																												
津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												
機関名	内 容																												
<u>東京管区気象台（津地方気象台）</u>	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												

旧	新
<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成19年度に尾鷲沖、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。</p>  <p>電子基準点内部の機器構成</p> <p>GNSSアンテナ</p> <p>受信機 通信装置 無停電源 バックアップバッテリー 傾斜計 ヒーター 避雷器</p>	<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し、<u>所得した観測データを解析して地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフ地震の想定震源域（陸地側）でも、定期的な地殻変動状況の把握や自沈発生メカニズムの解明等に利用されている。</u></p>  <p>GNSSアンテナ</p> <p>GNSS受信機 通信装置 温度計 ヒーター 電源監視装置 バケット端末 傾斜計 UPS バッテリー</p> <p>南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】 2022-01-15 ~ 2023-01-15 【最近1年間】</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、<u>SNS</u>等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①<u>国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組</u>など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>

旧	新																								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築 みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施</p> <p>② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力関係・連携体制の構築 情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施</p> <p>② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供</p>

旧	新																
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,840 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,169 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,840 人	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,169 人	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,766 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,209 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,766 人	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,209 人
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,840 人																
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,169 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,766 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,209 人																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。</p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。 (3) <u>防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</u></p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。 (5) <u>防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</u></p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害危険箇所等の把握 ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握 ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 土砂災害警戒区域等の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点</u></p>	<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、<u>救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点</u>とを連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>救助機関の活動拠点</u> c <u>市町の地域内輸送拠点</u> d <u>燃料供給拠点</u> e <u>広域応援部隊の進出拠点</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ 不測の事態に備えた活動スペースの確保 不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。 <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） ※新規 <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画）</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、<u>災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた</u>研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ <u>常設の活動スペース確保（防災対策部）</u> <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペースの確保に向けた検討を行う。</u> <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） イ <u>緊急派遣チームの整備</u> <u>市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</u> <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア <u>地方部機能の強化</u> <u>災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。</u> イ 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画） ウ <u>地方部庁舎施設及び設備の整備</u> <u>災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。</u></p>
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスによる災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスの普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>

旧	新																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。</p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。 また、<u>男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</u></p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。 (7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合	<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </table>	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																
<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報	<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報
実施主体	対象	対策（活動）項目															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認															
	県民	(1) 県民への広報															
実施主体	対象	対策（活動）項目															
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認															
	県民	(1) 県民への広報															
<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>	<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 緊急部長会議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>	<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 臨時庁議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>																
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行うとともに、緊急派遣チーム要員は地方部を経由し、事前に規定した市町へ直接参集する。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>		<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊＜総括班＞） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>
活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>	活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞、各部隊） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要となる拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。 また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）	所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）	事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、<u>国の非常（緊急）災害現地対策本部</u>と連絡調整を図る。</p>	その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、国の当該対策本部と連絡調整を図る。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新				
<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="253 236 1160 963"> <tr> <td data-bbox="253 236 360 963">活動</td> <td data-bbox="360 236 1160 963"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交代以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。） <u>このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。</u></p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の動員（各部隊） 災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p> <p><中略></p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 	<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="1238 236 2145 963"> <tr> <td data-bbox="1238 236 1346 963">活動</td> <td data-bbox="1346 236 2145 963"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の安否確認と動員（各部隊） <u>職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。</u> <u>また、</u>災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				

旧													
<p>【別図1】</p> <p>旧三重県災害対策本部組織図 (官制・官制外) は、知事官対本部 (官制編) と知事官対本部 (官制外編) の二つの体系を示している。知事官対本部 (官制編) は、知事 (部長) が中心となり、副知事 (副部長) と危機管理統括監 (本部員) が組織を構成する。知事官対本部 (官制外編) は、知事 (部長) が中心となり、副知事 (副部長) と危機管理統括監 (本部員) が組織を構成する。各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。</p>													
<p>【別表1】 災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>各部局等</td> <td>各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。</td> </tr> <tr> <td>災害対策統括部</td> <td>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</td> </tr> </tbody> </table>		名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。	災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。
名称	説明												
本部長	知事												
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。												
本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長												
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。												
災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。												

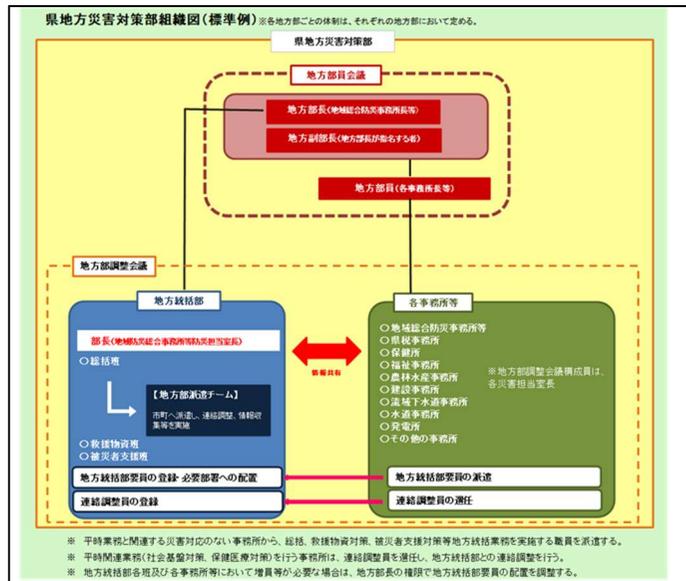
新													
<p><中略></p> <p>【別図1】 三重県災害対策本部 組織図</p> <p>新三重県災害対策本部組織図は、本部員 (知事官) と本部員 (官制外) の二つの体系を示している。本部員 (知事官) は、知事 (部長) が中心となり、副知事 (副部長) と危機管理統括監 (本部員) が組織を構成する。本部員 (官制外) は、知事 (部長) が中心となり、副知事 (副部長) と危機管理統括監 (本部員) が組織を構成する。各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。</p>													
<p>【別表1】 災害対策本部の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長</td> </tr> <tr> <td>各部局等</td> <td>各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。</td> </tr> <tr> <td>災害対策統括部</td> <td>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</td> </tr> </tbody> </table>		名称	説明	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長	各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。	災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。
名称	説明												
本部長	知事												
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。												
本部員	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長												
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。												
災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。												

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>		<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター ・ 日本水道協会三重県支部 <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	

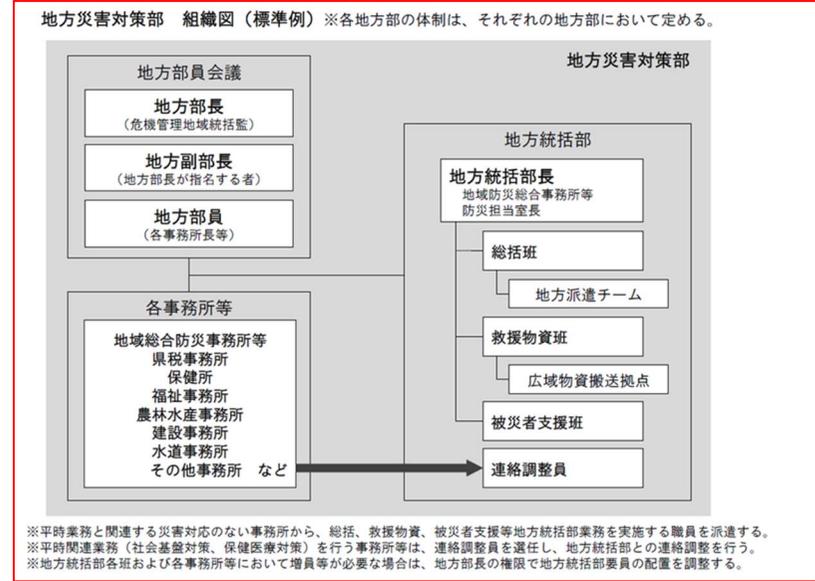
<中略>

【別図2】



<中略>

【別図2】



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>	<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>																								
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 																						
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある 																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新			
防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和3年4月現在)			防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和5年3月現在)			
種別等	設置個所数	設置場所等	種別等	設置個所数	設置場所等	
地上系設備	中継所	23	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、 朝熊背面
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	46	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	19	県警察本部、全警察署	警察関係	19	県警察本部、全警察署
	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、FM三重	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重 エフエム
	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中 南勢 雲出、中 南勢 松阪、中 南勢 宮川)
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
計	168		計	169		
衛生系設備	県庁舎等	10	県庁、県庁舎(9 事務所・局)	県庁舎等	11	県庁、県庁舎(志摩以外 9)、 防災ヘリコプター管理事務所
	市町	29	全市町役場(防災担当課)	市町	31	全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	7	総合医療センター、 こころの医療センター 、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	62		計	78		
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	45	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	39	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	県地域機関関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	警察関係	1	県警察本部
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
計	88		県地域機関	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新											
			<table border="1"> <tr> <td>県関係</td> <td></td> <td>勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>2</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84</td> <td></td> </tr> </table>	県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	計	84			
県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点												
国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校												
計	84													
(別表1)														
関係機関名	通信手段	代替手段等	関係機関名	通信手段	代替手段等									
<中略>			<中略>											
県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣	県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、 <u>下水道事務所</u> 、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣（中部地方整備局、東海農政局）	国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ））</u> ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣（中部地方整備局、東海農政局）									
<中略>			<中略>											
ガス事業者 ・東邦ガス 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣	ガス事業者 ・東邦ガス <u>ネットワーク</u> 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール		電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ））</u> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—	医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、 <u>三重中央医療センター</u> 、 <u>伊勢市立伊勢総合病院</u> 、 <u>桑名市総合医療センター</u> ）） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—									

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>この図は、気象庁からの津波警報等の伝達系統を示しています。気象庁（本庁）は、警報事項の通知機関として海上保安庁、NHK、NTT西日本またはNTT東日本、警察庁を介して、第四管区海上保安本部、NHK、三重県警察本部、三重県（災害対策課）に伝達します。また、地方気象台（名古屋台）と津地方気象台（鳥羽海上保安部）も伝達経路として機能します。第四管区海上保安本部は、漁業無線局（漁協運営）と海上保安部に伝達し、関係船舶に伝達します。三重県警察本部は、交番・駐在所と警察署を通じて市町に伝達し、住民・官公署等に伝達します。津地方気象台は、各消防本部、各地域防災総合事務所等、鳥羽海上保安部を通じて市町に伝達し、住民・官公署等に伝達します。報道機関も伝達経路として機能します。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>この図は、気象庁からの津波警報等の伝達系統を示しています。気象庁（本庁又は大気圏気象庁）は、警報事項の通知機関として海上保安庁、NHK、NTT西日本またはNTT東日本、警察庁を介して、第四管区海上保安本部、NHK、三重県警察本部、三重県防災対策部、津波庁に伝達します。また、地方気象台（名古屋台）と津地方気象台（鳥羽海上保安部）も伝達経路として機能します。第四管区海上保安本部は、漁業無線局（漁協運営）と海上保安部に伝達し、関係船舶に伝達します。三重県警察本部は、交番・駐在所と警察署を通じて市町に伝達し、住民・官公署等に伝達します。津波庁は、三重県防災対策部を通じて市町に伝達し、住民・官公署等に伝達します。津地方気象台は、各消防本部、各地域防災総合事務所等、鳥羽海上保安部を通じて市町に伝達し、住民・官公署等に伝達します。報道機関も伝達経路として機能します。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p> <p>(7) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。 地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。</p>	<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。</p> <p>(7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 連絡要員の派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官及びとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>	<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>																
<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対策(活動)項目</th> <th style="width: 15%;">担当部隊(班)</th> <th style="width: 20%;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="width: 45%;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害救助法の適用</td> <td style="text-align: center;">総括部隊 (総括班)</td> <td style="text-align: center;">【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) 	<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対策(活動)項目</th> <th style="width: 15%;">担当部隊(班)</th> <th style="width: 20%;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="width: 45%;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害救助法の適用</td> <td style="text-align: center;">総括部隊 (総括班)</td> <td style="text-align: center;">【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報 </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) 														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報 														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 	<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 <p><u>（内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。（法第2条第2項）</p>																																
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対策(活動)項目</th> <th style="width: 25%;">担当部隊(班)</th> <th style="width: 25%;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="width: 25%;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>				<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対策(活動)項目</th> <th style="width: 25%;">担当部隊(班)</th> <th style="width: 25%;">活動開始(準備)時期等</th> <th style="width: 25%;">重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行可能が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新		
<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び下記の箇所又は区域を標準として行う。</p> <table border="1" data-bbox="241 400 1160 509"> <tr> <td data-bbox="241 400 622 509">異常時における要注意箇所又は区域</td> <td data-bbox="622 400 1160 509">三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域</td> </tr> </table> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞ 1 災害対策活動の実施 (1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。 ① 関係部署等への情報伝達体制の確保 ② 施設・設備等の被害状況の把握 ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>	異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域	<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未掲載箇所）を標準として行う。</p> <p>※表削除</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞ 1 災害対策活動の実施 (1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。 ① 施設・設備等の被害状況の把握 ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>
異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第2節 水防活動（発災9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 監視、警戒体制の整備 地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第2節 水防活動（発災9） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 監視、警戒体制の整備 地震発生に伴い、海岸保全施設へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 10 土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞） (1) 被害情報の収集 地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施する。 (2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 10 土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞） (1) 被害情報の収集 地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施する。 (2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>		

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第29条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害危険箇所等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>	<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害警戒区域等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された<u>消火栓等</u>からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 ※新規</p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	※新規				<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療調整本部の機能の強化</u></td> <td><u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u></td> <td><u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u></td> <td><u>保健所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 <u>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊<情報収集・分析班>）</u> <u>(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</u> <u>被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。</u></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
※新規																	
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>														
<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>																
<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の調整</td> <td>保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）	<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：<u>総括部隊（総括班）</u> 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整</td> <td><u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊）被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。<u>また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整（<u>総括部隊<総括班></u>、警察部隊） <u>総括部隊は、被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p>
<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>	<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者等に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

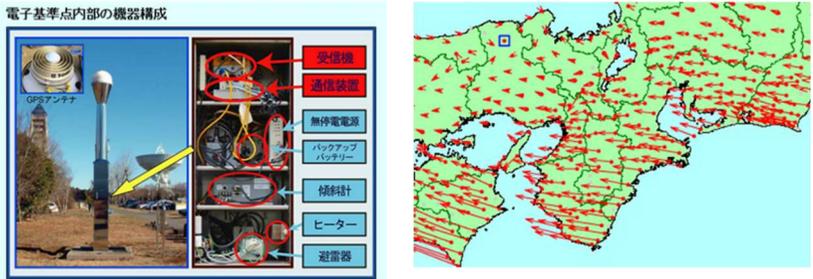
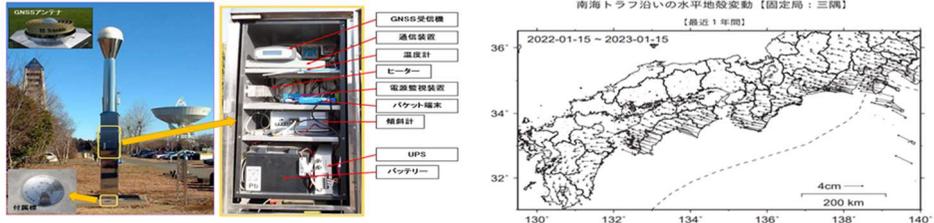
旧	新																								
<p><農林水産省政策統括官の対策> 農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p><中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政府統括官と知事が協議して決定</p>	<p><農林水産省農産局長の対策> 農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 （「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照）</p> <p><中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定</p>																								
<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的公文書等の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的公文書等の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)	<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的文化的資料の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的文化的資料の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的文化的資料の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指示</u>・助言を行う。</p>	<p>況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的<u>文化的資料</u>が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指導</u>・助言を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																												
<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「<u>三重県防災・減災対策行動計画</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県地震・津波対策応急活動要領(仮称)</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>	<p>第1部 総 則 第1章 計画の目的・方針 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方 6 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な事業計画として、「<u>三重県防災・減災アクションプラン</u>」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。 また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「<u>三重県災害対策本部運営要領</u>」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。</p>																												
<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社</td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力	<p>第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東京管区気象台</u>（津地方気象台）</td> <td>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の<u>建設</u>、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u></td> <td>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）</td> <td>(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	<u>東京管区気象台</u> （津地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	機関名	内 容	中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施	東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保	機関名	内 容	産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
機関名	内 容																												
津地方気象台	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												
機関名	内 容																												
<u>東京管区気象台</u> （津地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発																												
機関名	内 容																												
中日本高速道路株式会社	(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の <u>建設</u> 、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施																												
東邦ガス株式会社 <u>（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</u>	(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保																												
機関名	内 容																												
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力																												

旧	新
<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成19年度に尾鷲沖、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフの想定震源域（陸地側）では、繰り返し発生する地震のメカニズム解明や地震発生の兆候等の把握に資するため、地殻変動監視体制が強化されている。</p>  <p>電子基準点内部の機器構成</p> <p>GNSSアンテナ</p> <p>受信機 通信装置 無停電源 バックアップバッテリー 傾斜計 ヒーター 避雷器</p>	<p>第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制 国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。 GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。 <中略></p> <p>5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制 国土地理院は、全国に電子基準点を整備し、<u>所得した観測データを解析して地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフ地震の想定震源域（陸地側）でも、定期的な地殻変動状況の把握や自沈発生メカニズムの解明等に利用されている。</u></p>  <p>GNSSアンテナ</p> <p>GNSS受信機 通信装置 温度計 ヒーター 電源監視装置 バケット端末 傾斜計 UPS バッテリー</p> <p>南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】 2022-01-15 ~ 2023-01-15 【最近1年間】</p>
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 県民や地域の防災対策の促進（予防1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県民を対象とした対策 (1) 地震・津波に関する情報の提供 県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、<u>SNS</u>等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。 <中略> (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 ①<u>国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組</u>など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発</p>

旧	新																								
<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア等と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第4節 ボランティア活動の促進（予防4） 第1項 防災・減災重点目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態にない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分に発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。</p> </div> </div> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 75%;">対 策（活 動）項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">県</td> <td>「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等</td> <td>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援</td> </tr> <tr> <td>NPO・ボランティア等</td> <td>(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進</td> </tr> <tr> <td>市町等の災害ボランティア担当機関</td> <td>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築</td> </tr> <tr> <td>県民・企業</td> <td>(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目	県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 各災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							
実施主体	対 象	対 策（活 動）項 目																							
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、 体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等 にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援																							
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進																							
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要 近隣の市町及び関係団体等 との協力体制の構築																							
	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進																							

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制を整備する。</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンター運営リーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成を図る。</p> <p>(2) 災害ボランティアセンター間等の協力体制の構築 みえ災害ボランティア支援センター及び各市町等の災害ボランティアセンター、災害支援団体等の有機的な連携を促進するため、研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 各市町等の災害ボランティアセンター等の市町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施</p> <p>② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。</p> <p><中略></p> <p>3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)</p> <p>(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援 市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成を図る。</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築 情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策</p> <p>(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力関係・連携体制の構築 情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。</p> <p><中略></p> <p>■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策</p> <p>1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。</p> <p>① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施</p> <p>② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供</p>

旧	新																
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,840 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R3.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,169 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,840 人	項 目	現状 (R3.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,169 人	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進（予防8） 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部） (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。 また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災建築物応急危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,766 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)被災宅地危険度判定士の養成 余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。 また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">現状 (R4.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">被災宅地危険度判定士</td> <td style="text-align: center;">1,209 人</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■市町が実施する対策 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。</p>	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災建築物応急危険度判定士	1,766 人	項 目	現状 (R4.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,209 人
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,840 人																
項 目	現状 (R3.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,169 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災建築物応急危険度判定士	1,766 人																
項 目	現状 (R4.3 末現在)																
被災宅地危険度判定士	1,209 人																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。</p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。 (3) <u>防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に</u>応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第3節 危険物施設等の防災対策の促進（予防10） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部） 災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。 (1) 管理監督者に対する指導等 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。 (2) 輸送業者等に対する指導等 高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。 (4) 施設の耐震化の促進 高圧ガス施設等の耐震化を促進する。 (5) <u>防災訓練の実施等の促進</u> <u>施設の特異性に</u>応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。</p> <p>3 毒劇物施設（医療保健部） 災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。 (1) 危害防止規定の策定 毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。 (2) 安全管理者を対象とした講習 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害危険箇所等の把握 ⑦ 土砂災害危険箇所等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第4節 地震災害防止対策の推進（予防11） 第3項 対策 ■県が実施する対策 4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部） 土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。</p> <p><中略> ■市町が実施する対策 1 土砂災害対策 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ① 避難所の設置 ② 避難指示等の発令時期決定方法 ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法 ④ 避難誘導責任者 ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知 ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握 ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール ⑧ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p><中略> 3 液状化対策 「<県が実施する対策>3. 液状化対策（2）及び（3）」に準ずる。</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 土砂災害警戒区域等の把握 (2) 土砂災害防止対策 (3) 宅地災害の防止対策 (4) 液状化対策 (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制 (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制 (7) その他必要な事項</p>

旧	新
<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>広域応援部隊の活動・物資搬送の拠点</u></p>	<p>第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備（予防12） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ア 緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ① 第1次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路 <中略> ③ 第3次緊急輸送道路 その他の道路 a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、<u>救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点</u>とを連絡する道路 <中略> ② 防災上の拠点となる施設 a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅） b <u>救助機関の活動拠点</u> c <u>市町の地域内輸送拠点</u> d <u>燃料供給拠点</u> e <u>広域応援部隊の進出拠点</u></p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ 不測の事態に備えた活動スペースの確保 不測の事態により、県庁講堂が利用できない場合に備え、行政棟内において利用可能なスペースを予め検討しておくものとする。 <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） ※新規</p> <p><中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画）</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保（予防13） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県災対本部に関する対策 (1) 県災対本部機能等の整備・充実 ア 県災対本部機能の強化（防災対策部） 県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、<u>災害対応工程管理システム（BOS S）を用いた</u>研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。 <中略> キ <u>常設の活動スペース確保（防災対策部）</u> <u>発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペースの確保に向けた検討を行う。</u> <中略> (2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部） イ <u>緊急派遣チームの整備</u> <u>市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。</u> <中略> 2 地方部に関する対策 (1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部） ア <u>地方部機能の強化</u> <u>災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。</u> イ 地方部用物資の備蓄 災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画） ウ <u>地方部庁舎施設及び設備の整備</u> <u>災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。</u></p>
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスによる災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービスの普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保（予防14） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県（災対本部）を対象とした対策 (1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実（防災対策部、戦略企画部） 迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。 <中略> エ 「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>による災害情報等の提供・伝達 三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ. j p」ホームページ及びメール等配信サービス、<u>SNS等</u>の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。 また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。</p>

旧	新																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実施する。</p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第7節 防災訓練の実施（予防19） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 県における対策 (1) 総合防災訓練の実施(防災対策部) 大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。 なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画) ア 実動訓練 県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。 また、<u>男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。</u></p> <p><中略> (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局) 様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。 特に次の視点での検証を重視する。 ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応） ② 広域的な応援・受援活動 ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応</p>																								
<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。 (7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日	<p>第5章 防災体制の整備・強化 第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 広域的な協力体制の整備（環境生活部） (6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定 県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体名</th> <th style="text-align: center;">協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県環境整備事業協同組合</td> <td>平成 16 年 3 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県産業廃棄物協会</td> <td>平成 16 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人三重県環境保全事業団</td> <td>平成 16 年 10 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人三重県清掃事業連合会</td> <td>平成 26 年 3 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>太平洋セメント株式会社</td> <td>平成 27 年 8 月 28 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 災害廃棄物処理計画の見直し 国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。</p>	団体名	協定締結日	三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日	一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日	一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日	一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日	太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								
団体名	協定締結日																								
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日																								
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日																								
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日																								
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日																								
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日																								

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新																	
<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合</td> </tr> </table>		南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合	<p>第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応（予防21） 南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td> <td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td> <td>巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </table>		南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																		
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合																		
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合																		
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																		
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																		
<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報	<p>第2項 対策項目 【公助】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td></td> <td>(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認</td> </tr> <tr> <td>県民</td> <td>(1) 県民への広報</td> </tr> </tbody> </table>		実施主体	対象	対策（活動）項目	県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認	県民	(1) 県民への広報
実施主体	対象	対策（活動）項目																	
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 緊急部長会議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認																	
	県民	(1) 県民への広報																	
実施主体	対象	対策（活動）項目																	
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議 の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認																	
	県民	(1) 県民への広報																	
<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>		<p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。</p>																	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や緊急部長会議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の緊急部長会議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 緊急部長会議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、緊急部長会議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>	<p>各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。 なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部員会議に読み替えるものとする。 <中略></p> <p>(3) 臨時庁議の開催等 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。 参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長 内 容：津地方気象台からの状況説明 県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認 知事指示事項 県民への呼びかけ 等 報 道：公開とする。</p>																
<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備（発災1） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害対策のための配備体制 (2) 職員の参集 職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。 なお、勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行うとともに、緊急派遣チーム要員は地方部を経由し、事前に規定した市町へ直接参集する。</p> <p><中略></p> <p>2 県災対本部の設置 県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要であると認めるとき、知事は基本法第23条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。 また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>三重県災害対策本部（県災対本部）</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。</td> </tr> </table>	名称	三重県災害対策本部（県災対本部）	本部長	知事	副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。	活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																
名称	三重県災害対策本部（県災対本部）																
本部長	知事																
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※ 知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。																
活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。																

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>		<p>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。 ① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 ② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</p> <p>2 本部員会議の開催（総括部隊<総括班>） 本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 ① 本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認 ② 緊急処理事案の検討結果についての全庁的な情報共有</p>
活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊<総括班>） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊、地方部及び施設管理者に確認するとともに、被災状況をふまえて災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の調整を行う。また、各部隊及び各地方部に対し、配分した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。</p> <p>4 緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班>） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、災害対策統括部職員により緊急派遣チームを組織し、地方部又は市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>	活動	<p>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊<総括班>、各部隊） 県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要となる拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。 また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊<派遣班>） 県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</p>
所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）	所掌事務	三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表2参照）
事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）	事務局	災害対策統括部（編成については、別表2参照。）
その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、<u>国の非常（緊急）災害現地対策本部</u>と連絡調整を図る。</p>	その他	<p>1 県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。</p> <p>2 県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県水防本部（水防法に基づく） ・三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） </div> <p>3 国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、国の当該対策本部と連絡調整を図る。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新				
<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="253 236 1160 962"> <tr> <td data-bbox="253 236 360 962">活動</td> <td data-bbox="360 236 1160 962"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。（1日2交代以上勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。） <u>このため、災害対策統括部各部隊等は、交代要員の確保を行う。</u></p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の動員（各部隊） 災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p> <p><中略></p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 	<p>(2) 地方部の概要</p> <table border="1" data-bbox="1238 236 2145 962"> <tr> <td data-bbox="1238 236 1346 962">活動</td> <td data-bbox="1346 236 2145 962"> <p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 </td> </tr> </table> <p><中略></p> <p>3 職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）</p> <p>(1) 連続勤務の制限 各部署及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) こころのケア 災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。</p> <p>4 職員の安否確認と動員（各部隊） <u>職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。</u> <u>また、</u>災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。 ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。</p>	活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて災害応急対策活動の主要な拠点となる施設についての活動体制を確保し、管轄区域内の拠点施設の確保状況を取りまとめ、県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により拠点の配分について指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				
活動	<p>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 地方統括部の編成 ② 地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③ 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④ 地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 2 地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ① 本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ② 地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 4 地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞） 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方統括部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。 				

旧	
【別図1】	
【別表1】 災害対策本部の組織	
名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事に事故があった場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示のもと業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p>

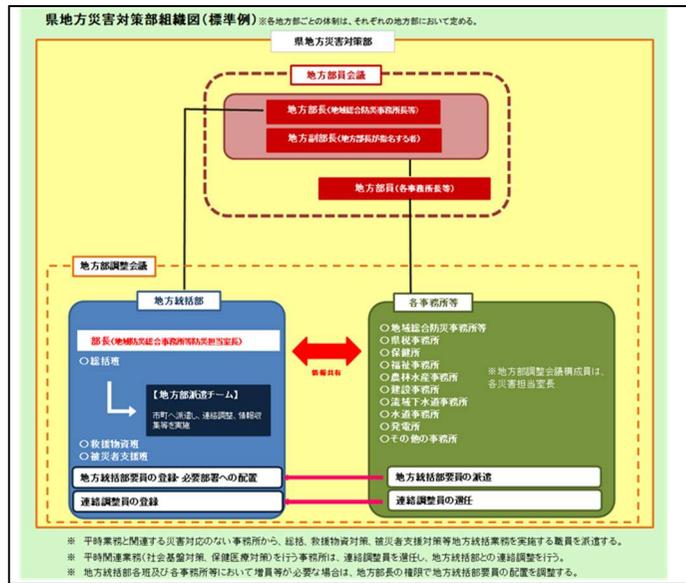
新	
<中略>	
【別図1】 三重県災害対策本部 組織図	
【別表1】 災害対策本部の組織	
名称	説明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。
本部長	危機管理統括監、最高デジタル責任者、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。
災害対策統括部	<p>県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事的意思決定を支援する。</p> <p>また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧		新	
	<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>		<p>なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。</p>
防災関係機関	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	<p>県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部 ・ 陸上自衛隊第33普通科連隊 ・ 中部地方整備局 ・ 東海農政局 ・ 津地方気象台 ・ 消防機関の代表 ・ 西日本電信電話株式会社三重支店 ・ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・ 東邦ガス株式会社 ・ 日本赤十字社三重県支部 ・ 公益社団法人三重県医師会 ・ 中日本高速道路株式会社 ・ 一般社団法人三重県トラック協会 ・ みえ災害ボランティア支援センター ・ 日本水道協会三重県支部 <p style="text-align: right;">ほか</p> <p>この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。</p>	

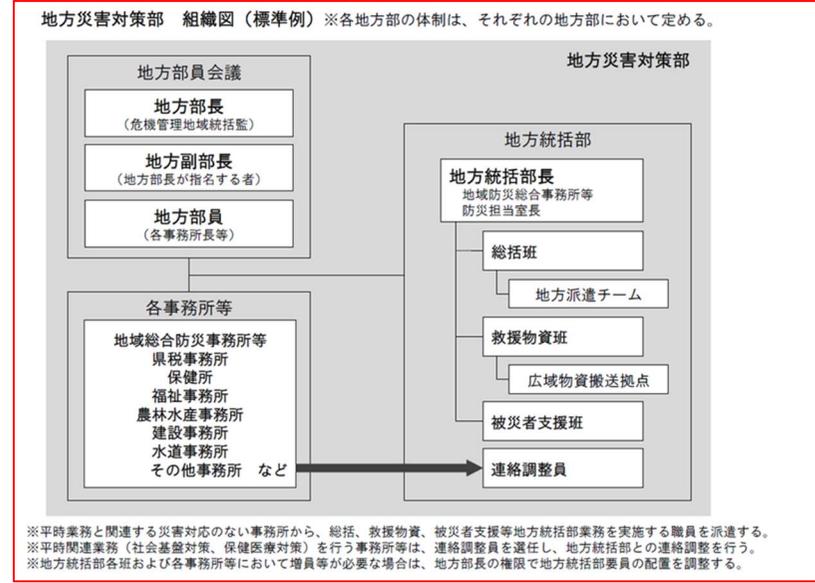
<中略>

【別図2】



<中略>

【別図2】



三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>	<p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 市町の活動体制</p> <p>市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。</p> <p>また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。</p> <p>(1) 市町災害対策組織の確立</p> <p>次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。</p> <p>① 配備基準（参集基準）</p> <p>② 組織体制</p> <p>③ 組織内の事務分掌</p> <p>④ 職員動員伝達系統</p> <p>(2) 県緊急派遣チームとの連携</p> <p>県災害対策本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。</p>																								
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>種類</th> <th>概要</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報プラットフォーム</td> <td>インターネット回線</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある </td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	通信手段	種類	概要	課題	<中略>				三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対し、かなり弱い 																						
通信手段	種類	概要	課題																						
<中略>																									
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	<ul style="list-style-type: none"> 県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ. jp」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される 防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ. jp」ホームページにより県民に情報提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある 																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新			
防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和3年4月現在)			防災通信ネットワーク設置個所一覧表 (令和5年3月現在)			
種別等	設置個所数	設置場所等	種別等	設置個所数	設置場所等	
地上系設備	中継所	23	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、 朝熊背面
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	46	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	43	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	19	県警察本部、全警察署	警察関係	19	県警察本部、全警察署
	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、FM三重	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重 エフエム
	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)	県地域機関関係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中 南勢雲出 、中 南勢松阪 、中 南勢宮川)
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT 西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
計	168		計	169		
衛生系設備	県庁舎等	10	県庁、県庁舎(9 事務所・局)	県庁舎等	11	県庁、県庁舎(志摩以外9)、 防災ヘリコプター管理事務所
	市町	29	全市町役場(防災担当課)	市町	31	全市町役場(防災担当課)
	消防本部	15	全消防本部	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕	医療関係	7	総合医療センター、 こころの医療センター 、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
計	62		計	78		
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	市町	45	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)	市町	39	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり。)
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	県地域機関関係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	警察関係	1	県警察本部
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
計	88		県地域機関	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧			新											
			<table border="1"> <tr> <td>県関係</td> <td></td> <td>勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>2</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84</td> <td></td> </tr> </table>	県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	計	84			
県関係		勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩広域防災拠点、伊賀広域防災拠点、北勢広域防災拠点												
国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校												
計	84													
(別表1)														
関係機関名	通信手段	代替手段等	関係機関名	通信手段	代替手段等									
<中略>			<中略>											
県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣	県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政WAN ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、 <u>下水道事務所</u> 、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）	国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ））</u> ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）									
<中略>			<中略>											
ガス事業者 ・東邦ガス 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣	ガス事業者 ・東邦ガス <u>ネットワーク</u> 供給防災部 供給防災センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール		電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・J E R A 西日本支社	・ <u>三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ））</u> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣									
<中略>			<中略>											
医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—	医療機関 ・三重大学付属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、 <u>三重中央医療センター</u> 、 <u>伊勢市立伊勢総合病院</u> 、 <u>桑名市総合医療センター</u> ）） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール	—									

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>津波警報等伝達系統図</p> <p>この図は、気象庁からの警報事項の通知機関（海上保安庁、NHK、NTT西日本など）が、第四管区海上保安本部、漁業無線局、海上保安部、三重県警察本部、三重県防炎対策部、鳥羽海上保安部などを介して、関係船舶、市町、住民へ伝達する流れを示している。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災4）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統</p> <p>津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）</p> <p>津波警報等伝達系統図</p> <p>この図は、旧図と同様の流れを示しているが、気象庁の「本庁又は大気圏気象台」から「津波庁」へ、そして「津波庁」から「三重県防炎対策部」へ伝達経路が追加されている。また、「三重県防炎対策部」が「三重県警察本部」や「鳥羽海上保安部」にも伝達する経路が示されている。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p> <p>(7) 緊急派遣チームによる地方部及び市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた地方部、市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。 地方部は、緊急派遣チームを地方部派遣チームの支援にあたらせることができる。</p>	<p><中略></p> <p>3 被害情報等の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊<派遣班>）</p> <p>総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認められた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。</p> <p>(7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部<総括班>）</p> <p>地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 連絡要員の派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第5節 広域的な応援・受援体制の整備（発災5）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>〈応援体制〉</p> <p>○県内被災地への応援の場合</p> <p>2 緊急派遣チームの派遣（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。</p> <p>派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。</p>
<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>	<p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等（発災6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>【参考1】基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項</p> <p>① 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>② 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>③ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>④ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>⑤ 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>⑥ ①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第10条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官及びとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>	<p>【参考2】基本法第71条第1項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第7条関係） 従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 大工、左官又はとび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者 ⑥ 鉄道業事業者及びその従事者 ⑦ 軌道経営者及びその従事者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従事者 ⑨ 船舶運航事業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送事業者及びその従事者 <p>2 協力命令（救助法第8条関係） 協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。</p>																
<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊 (総括班)</td> <td>【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td>・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)	<p>第1章 災害対策本部機能の確保 第7節 災害救助法の適用（発災7） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助法の適用</td> <td>総括部隊 (総括班)</td> <td>【発災後6時間以内】 被害状況判明後</td> <td>・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略> 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害救助法の適用(総括部隊<総括班>) (1) 適用可能性についての迅速な判断 災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。 なお、適用時機を逃さないよう4号適用((4)適用基準、イ適用基準④)による適用を積極的に検討する。 そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p><中略> (4) 適用基準</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・ 4号適用に必要な情報
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町)														
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・ 4号適用に必要な情報														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																																
<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 	<p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 適用の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。 ② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。 ③ 原則として同一の原因による災害であること。 <p>イ 適用基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。 ② 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。 ③ 県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。 ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第1条第1項第4号）。 <p><u>（内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。（法第2条第2項）</p>																																
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>				<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第1節 緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通規制の実施 (緊急交通路の指定)</td> <td>警察部隊</td> <td>【発災24時間以内】 緊急交通路の通行可能が確認でき次第</td> <td>・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）</td> </tr> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 道路パトロールと緊急時の措置</p> <p>(1) 道路パトロール</p> <p>道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）	<中略>			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																														
<中略>																																	
交通規制の実施 (緊急交通路の指定)	警察部隊	【発災24時間以内】 緊急交通路の通行 可能 が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報（関係機関等）																														
<中略>																																	

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新		
<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び下記の箇所又は区域を標準として行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">異常時における要注意箇所又は区域</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域 </td> </tr> </table> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞</p> <p>1 災害対策活動の実施</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。</p> <p>① 関係部署等への情報伝達体制の確保 ② 施設・設備等の被害状況の把握 ③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>	異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域	<p>ア 道路パトロールの体制 建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。</p> <p>イ 道路パトロールの実施箇所 地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未掲載箇所）を標準として行う。</p> <p>※表削除</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜中日本高速道路株式会社の対策＞</p> <p>1 災害対策活動の実施</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置 あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。</p> <p>① 施設・設備等の被害状況の把握 ② 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保 ③ 県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告</p>
異常時における要注意箇所又は区域	三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所 （道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所） 三重県水防計画における重要水防区域に隣接する道路の内、特に注意を要する区域		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第2節 水防活動（発災9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 監視、警戒体制の整備</p> <p>地震発生に伴い、海岸堤防へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第2節 水防活動（発災9）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 監視、警戒体制の整備</p> <p>地震発生に伴い、海岸保全施設へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）</p>		
<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>10 土砂災害危険箇所にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査を実施する。</p> <p>(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>	<p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧</p> <p>第4節 公共施設等の復旧・保全（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>10 土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第28条に基づく緊急調査を実施する。</p> <p>(2) 施設における危険箇所の周知及び避難対策</p>		

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第29条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第27条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害危険箇所等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害危険箇所の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>	<p>土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第31条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。</p> <p>1 1 要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜総括班、情報班、広聴広報班＞）</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>土砂災害警戒区域等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。</p> <p>(2) 危険地域立地施設の避難対策</p> <p>土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 公共土木施設等にかかる応急復旧活動</p> <p><中略></p> <p>(3) 河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）</p> <p>「<県が実施する対策> 4 河川、<u>海岸保全施設</u>にかかる応急復旧活動」に準ずる。</p>
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓、空気弁等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急及び消防活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 資機材の調達等（総括部隊＜総括班、救助班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された<u>消火栓等</u>からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																
<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※新規</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 ※新規</p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	※新規				<p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第2節 医療・救護活動（発災14） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保健医療調整本部の機能の強化</u></td> <td><u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u></td> <td><u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u></td> <td><u>保健所</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 <u>5 保健医療調整本部の機能の強化（保健医療部隊<情報収集・分析班>）</u> <u>(1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣</u> <u>被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括DHEATの助言を得て、知事は厚生労働省へDHEATの派遣を要請する。</u></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
※新規																	
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
<u>保健医療調整本部の機能の強化</u>	<u>保健医療部隊（情報収集・分析班）</u>	<u>【発災後3時間以内】DHEATの派遣が必要と見込まれたと時点</u>	<u>保健所</u>														
<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病医療専門員、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>第4章 避難及び被災者支援等の活動 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊<避難者支援班>、総括部隊<広聴広報班>） (2) 在宅の要配慮者への情報提供 ① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。 ② 保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>																
<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の調整</td> <td>保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）	<p>第4章 避難及び避難者支援等の活動 第7節 遺体の取扱い（発災21） 【担当当事業】：<u>総括部隊（総括班）</u> 保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班） 警察部隊</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当事業(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整</td> <td><u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の調整	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														
対策(活動)項目	担当当事業(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)														
検視場所・遺体安置所の <u>設置場所</u> の調整	<u>総括部隊（総括班）</u> 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請（県、市町）														

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の調整（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊）被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所の開設に関する必要な調整を図る。<u>また、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>県災対本部が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遺体の搜索活動等を行う。</u></p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 検視場所・遺体安置所の<u>設置場所</u>の調整（<u>総括部隊<総括班></u>、警察部隊） <u>総括部隊は、被災状況に応じ、市町が指定する検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。</u></p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊<情報収集・分析班、医療活動支援班>、警察部隊） 遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。 遺体の検案については、<u>警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学法医学講座等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。</u></p> <p><中略></p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 自衛隊の対策 自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p> <p>2 海上保安庁の対策 海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して<u>遭難者等の搜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。</u></p>
<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。</p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。</p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>	<p>第5章 救援物資等の供給</p> <p>第2節 救援物資等の供給（発災23）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 物資等の調達（救援物資部隊<物資支援班、物資活動班>）</p> <p>(1) 食料の調達活動</p> <p><中略></p> <p>⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 食料の調達・供給活動</p> <p>(4) 要配慮者等に対する配慮 糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。<u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><中略></p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>3 救助用副食等の調達に関する協定締結団体 ・三重県漬物協同組合</p>

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新																								
<p><農林水産省政策統括官の対策> 農林水産省政策統括官は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 〔災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー〕参照 <中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で政府統括官と知事が協議して決定</p>	<p><農林水産省農産局長の対策> 農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。 〔災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー〕参照 <中略> ■参考 災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー ※代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定</p>																								
<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的公文書等の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的公文書等の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的公文書等の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)	<p>第7章 復旧に向けた対策 第3節 文教等対策（発災29） 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><中略></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財・歴史的文化的資料の保護</td> <td>被災者支援部隊(教育対策班)</td> <td>【発災後3日以内】</td> <td>・被害状況(所有者・管理者等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「活動開始(準備)時期等」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。</p> <p>第3項 対策 ■県が実施する対策 6 文化財・歴史的文化的資料の保護(被災者支援部隊<教育対策班>) (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。 (2) 応急対応 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国(文化庁)又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。</p> <p>■市町が実施する対策 7 文化財・歴史的文化的資料の保護 (1) 被害報告 文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。)はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況</p>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	<中略>				文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																						
<中略>																									
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況(所有者・管理者等)																						

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和5年3月修正案 新旧対照表

旧	新
<p>を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指示</u>・助言を行う。</p>	<p>況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。</p> <p>(2) 応急対応</p> <p>文化財・歴史的<u>文化的資料</u>が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な<u>指導</u>・助言を行う。</p>